東 日 本 大 震 災 被 災 者 に 係 る 板橋区国民健康保険料減免の取扱いに関する要綱

(平成23年8月1日 区長決定)

(平成24年4月26日 一部改正)

(平成25年4月1日 一部改正)

(平成 26 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成27年3月25日 一部改正)

(平成28年3月29日 一部改正)

(平成29年3月10日 一部改正)

(平成 29 年 11 月 16 日 一部改正)

(平成30年4月1日 一部改正)

(平成31年4月1日 一部改正)

(令和3年4月1日 一部改正)

(1)和3十年月1日 即以正/

(令和4年4月1日 一部改正)

(令和5年3月28日 一部改正)

(令和5年4月1日 一部改正)

(令和6年8月29日 一部改正)

(令和7年9月16日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例(以下「条例」という。)第24 条第1項第1号に規定する者の保険料の減免について、「東日本大震災により被災し た被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について (令和7年7月7日保国発0707第1号)」に基づき、その運用の公正を図ることを 目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)における用語の例による。

(保険料が減免となる被災国保被保険者と減免額)

第3条 削除

(減免の対象となる保険料)

第4条

- 1 減免の対象となる保険料は、令和6年度相当分の保険料であって、令和6年度末 に資格を取得したこと等により、令和7年4月以降に普通徴収の納期限が到来す るもので、当該各号に定める保険料の額とする。
 - (1) 平成27年中に避難指示区域等(警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の4つの区域等をいう。以下同じ。)の指定が解除された上位所得層(世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和6年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯をいう。以下同じ。)を除く旧避難指示区

域等(平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定 避難勧奨地点を含む)、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準 備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点。)、 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、 平成 28 年度及び平成 29 年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避 難指示解除準備区域(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘 村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、平成31年度に 指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域(大熊町の 一部)、令和元年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定復 興再生拠点区域(大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部)、令和4 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一 部、双葉町の一部、浪江町の一部)の区域及び令和5年度に指定が解除され た特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の区域をいう。 また、令和7年10月以降分については、令和7年3月31日に指定が解除 された旧帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び葛 尾村の一部)も当該区域に加える。以下同じ。)の被保険者(東日本大震災 発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)の令和6年度相当分の保 険料額であって、令和7年4月以降に普通徴収の納期限(特別徴収の場合に あっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。) が到来するものの 金額の半額

- (2) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等(前号の平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等を除く。)の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)の令和6年度相当分の保険料額であって、令和7年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものの金額
- (3) 令和5年4月2日以降令和5年度に旧特定復興再生拠点区域の指定が解除 された飯舘村の一部及び富岡町の一部の上位所得層の被保険者(東日本大 震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)の令和6年度相当分 の保険料額であって、令和7年4月以降に普通徴収の納期限が到来するも ののうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額
- 2 減免の対象となる保険料は、令和7年度相当分の保険料であって、次の各号に該 当する場合にあっては、当該各号に定める保険料の額とする。
 - (1) 平成 28 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難 指示区域等の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険 者を含む。)の令和7年度相当分の保険料額であって、令和8年3月31日ま でに普通徴収の納期限が到来するものの金額の半額
 - (2) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等(平成 28 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等を除く。)の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)の令和7年度相当分の保険料額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来する

ものの金額

- (3) 令和5年4月2日以後令和5年度に避難指示区域等の指定が解除された区域に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)の令和7年度相当分の保険料額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額
- 3 前各項に規定する保険料のうち、次条による減免申請の日より7日後以前に納期が 到来している保険料の納期限は、当該免除申請があった日から8日目以降の日に、条 例第18条の3による変更がされたものとみなす。

(保険料の減免の免除手続き)

- 第5条 保険料の減免を受けようとする世帯の世帯主は、国民健康保険料減額免除申請書(東京都板橋区国民健康保険条例施行規則(以下「規則」という。)別記様式第16号(以下「減免申請書」という。)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受け、前条に定める要件に該当する場合には、 国民健康保険料減額免除決定通知書(規則別記様式第17号)により、該当しない場合には、国民健康保険料減額免除非該当決定通知書(規則別記様式第18号)により、 すみやかに申請者に通知するものとする。

(減免申請の添付書類等)

- 第6条 区長は、前条第1項の減免申請書のほか、各号に定める書類の提出を求める ことができる。ただし、板橋区において当該事実が確認できる場合を除く。
 - (1) り災証明書又は被災証明書
 - (2)住民票の写しなど退避指示等の対象地域に住所を有していたことが確認で きるもの。
- 2 前項各号に掲げる書類の入手が困難である場合は、申請者による申立書をもって確認書類とみなすことができる。ただしこの場合において、当該事項に関わる親類又は知人等により当該事項を証明する申立書を徴するものとする。

(減免措置の取消し)

- 第7条 区長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免を受けたものがある場合には 当該決定を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項による取消しを遅滞なく納付義務者に通知するとともに、減免により 徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。 付則
- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、本要綱第3条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、廃止日後に、令和7年度国民健康保険(組合)災害臨時特例補助金交付要綱(令和7年7月7日厚生労働省発保0707第1号)による事務処理を行うにあたり、当該事務処理を行う範囲におい

て、なお効力を有するものとする。

付則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 付則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 付則
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 付則
- この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 付則
- この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 付則
- この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。